

社会福祉法人白老宏友会
職員給与・臨時職員等賃金補足規程（福祉・介護職員処遇改善加算）

（目的）

第1条 この補足規程は、福祉・介護職員処遇改善加算による福祉職員の賃金改善を目的とした職員給与規程、臨時職員等賃金規程を補足して取り扱う。

（処遇手当）

第2条 処遇手当は、処遇改善加算分をもって支給するもので、支給する職種及び支給額は次のとおりとする。

- （1）支給職種は、支援職とする。
- （2）支給額は、下記のとおりとする。
 - ①正規職員のベースアップ分は処遇改善加算にて支給する。
 - ②臨時嘱託職員の、昇給額は処遇改善加算が含まれるものとする。
 - ③臨時嘱託職員以外の臨時職員は、賃金規程の改正増額を処遇改善加算が含まれるものとする。
 - ④資格手当には処遇改善加算が含まれるものとする。
 - ⑤その年度在職した対象職員に処遇改善手当を支給する。

（支給額は常勤、非常勤に分け対象職員に通知する）

- （3）前項の規程に加え、その月初めに在職する者を対象とし、職員が休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日の期間、全日数にわたって出勤しないときは給与、賃金と同様に処遇手当を支給しない。
また、月途中で退職となった職員についても、支給しない。
- （4）理事長が必要と認めた者は、処遇手当を処遇改善加算外の予算から支給することがある。

附 則

この補足規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年3月17日一部変更し、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月18日一部変更し、平成28年3月1日より遡及して施行する。

この規程は、平成28年3月18日一部変更し、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年5月29日一部変更し、平成29年4月1日より遡及して施行する。

この規程は、令和元年9月11日一部変更し、平成29年4月1日より遡及して施行する。